

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久留米市長

市町村名 (市町村コード)	久留米市 (40203)
地域名 (地域内農業集落名)	草野地域 (紅桃林、草野東、小山田、塚原、草野西、夫婦木、矢作、吉木東、合原、吉木西)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8年 2月 9日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

草野地域は耳納山麓土地改良事業の受益地であり、かんがい排水整備は昭和から平成初期にかけて実施されたが、完了には至っていない。ほ場整備は未実施で、条里制の名残をとどめる狭小農地が多いことが特徴である。家族経営が中心で、地元の営農組織は存在しない。慢性的な担い手不足が続き、農業継続の方向性が課題となっている。

地域の作物は花卉(アザレア等)・花木(植木)および果樹(柿)が中心で、水稻やそばも栽培されている。柿「富有」の産地であるが、後継者不足と高齢化が顕著である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域農業は、適地適作のもと花卉・花木、果樹を中心に展開してきたが、近年はイチゴなどの野菜栽培が増加している。一方、果樹は耕作者が減少傾向にあり、栽培の効率化や販路開拓、高付加価値化を通じて魅力向上を図る必要がある。

農地集積は認定農業者や認定新規就農者を中心に進める必要があるが、集約には基盤整備が前提となる。整備は土地利用型に適する側面が強いため、地域としての実施は慎重な意見が多い。地域農地と消費者ニーズに即した営農の在り方を関係機関と連携し引き続き検討してい。

なお、新規作物への関心も一定あり、情報提供があれば導入を検討する意向が示されている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	313.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	313.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業上の利用は、原則として農振農用地の範囲と同一としている。住宅地と農地が隣接する区域があり、課題も生じているため、周辺住民への理解が求められる。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区の農業特性に応じ、必要な集積や集約を検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集約の必要性がある農地については、中間管理機構を通じた活用を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地区の農業特性に応じ、必要な整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市や県、JAなどの研修や部会活動などを活用していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
一部の農作業を請け負う農業支援サービスがあれば活用したい。 また作業者を確実に確保していくため、作業時期や業務量の平準化も検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策
イノシシやシカの被害が多発。防護柵や檻設置による捕獲を推進するため、補助を活用しながら捕獲体制の強化に取り組む。
- ②有機・減農薬・減肥料
地域の農業と消費者のニーズに合う農業として減農薬があるか検討したい。

【令和7年度:座談会結果】

地域農業の維持継続のため、小規模な農地改善の積み重ね、入作の受入れ、企業との連携した農地活用の模索などの案があり、引続き検討していくことが確認された。